

作成例

【〇〇認定こども園、〇〇幼稚園、〇〇保育園、〇〇小規模保育事業所】 事故発生防止のための指針（作成例）

【 指針の作成にあたって 】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる内容が記載された「事故発生防止のための指針」を整備しなければなりません。

- (1) 事故が発生した場合の対応
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制

「事故発生防止のための指針」を整備する際には、この作成例を参考に、施設・事業所の事情に応じて作成してください。

また、この作成例を基に、指針のひな形も用意していますので、活用してください。

1. 基本方針

一般的に、指針には特定の分野に関する基本方針や考え方を示す必要があります。

この基本方針には、施設・事業所における事故発生防止のための基本的な考え方を記載することが望まれます。

例えば、国が発行しているガイドラインを参考にすると、次に掲げる取り組み等の方針について、具体的に記載することが考えられます。

【事故発生防止のための取り組み（例）】※詳細は、ひな形を参照。

- ① 安全な教育・保育環境を確保するための配慮
- ② 職員の資質の向上
- ③ 緊急時の役割分担、連絡体制の整備
- ④ 保護者や地域住民等、関係機関との連携
- ⑤ 子どもや保護者への安全教育
- ⑥ 施設等の安全確保に関するチェック

2. 事故発生時の対応

「事故発生防止のための指針」には、事故が発生した場合の対応を記載する必要があります。

この項目では、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応方法を記載することが望まれます。

特に、死亡事故等の重大事故発生時には、迅速な対応が求められることから、施設・事業所における重大事故発生時の対応について、基本的な対応方針を定めておくことが必要です。

例えば、国が発行しているガイドラインを参考にすると、次に掲げる項目について、それぞれの対応方針を段階的に定めておくことが考えられます。

【事故発生時の段階的な対応（例）】※詳細は、ひな形を参照。

- ① 事故発生直後の対応
- ② 保護者（子どもの家族等）への連絡
- ③ 関係者への連絡
- ④ 教育・保育の継続のための対応
- ⑤ 事故状況の記録
- ⑥ 保護者（子どもの家族等）への対応
- ⑦ 報道機関への対応
- ⑧ 市への事故報告
- ⑨ 事実関係の整理
- ⑩ 明らかな危険要因への対応
- ⑪ 事故後の検証

※ 事故発生時の対応については、事故発生直後から事故後の検証までの一連の流れを示し、その流れに沿って段階的に対応できるよう、具体的な行動指針や注意事項等を記載することも考えられます。

3. 事故報告の方法等

「事故発生防止のための指針」には、事故報告の方法を記載する必要があります。

この項目では、事故発生直後に、事故の状況を的確に把握し、保護者や関係者へ連絡・報告するための体制を記載することが望まれます。

特に、死亡事故等の重大事故発生時には、通報・連絡・報告等を迅速に対応することが求められることから、施設・事業所における重大事故発生時の連絡・報告の体制について、対応方針を定めておくことが必要です。

例えば、次に掲げる事項についてフローチャート等を用いて図式化するなどし、重大事故発生時の報告系統を明確にすることが考えられます。

【重大事発生時の報告系統等（例）】 ※詳細は、ひな形を参照。

- 施設・事業所における職員の連絡体制
- 関係機関（消防署等）への通報
- 子どもの保護者又はその家族への連絡
- 市の担当部署や法人本部等への報告
- 事故発生防止のための委員会との連携体制

4. 発生した事故の検証（内部検証）

施設・事業者は、「事故発生防止のための委員会」を通じて、発生した事故の検証を行い、再発防止策を示すなど、事故発生防止のための取り組みが求められます。

この項目では、未然に重大事故を防ぐため、日常的に発生する事故を通して、内部検証を行うための体制を記載することが望まれます。

特に、死亡事故等の重大事故が発生した場合には、整理された事実関係を基に、子どもやその保護者の視点に立って発生原因の検証を行い、必要な再発防止策を検討することが必要です。

また、重大事故に至らない事故についても、職員間で振り返りを行うことが必要です。

例えば、国が発行しているガイドラインを参考にすると、次に掲げる項目について、対応方針を定めておくことが考えられます。

【内部検証についての方針（例）】※詳細は、ひな形を参照。

- 検証の目的
- 組織としての事故の検証
- 事故発生防止のための委員会が果たす機能
- 検証する事故の範囲
- 事故発生防止のための委員会の開催頻度